

### 第三者評価結果

事業所名：公私連携型保育所ななつぼし

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、子ども・子育て支援法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、保育所の理念や保育方針、保育目標を踏まえて作成しています。毎年、年度末頃に園長・主任で全体的な計画の骨組みを作成し、職員会議の中で全職員で読み合せの機会を設け、意見を集約し、反映させています。園として大切に、全体的な計画の中でも『特色ある教育と保育』に位置づけている『インクルーシブ保育』は、3ヶ月ごとにその年度のクラスの状況や、子どもの育ちを確認し、その反省やアセスメントを通して、次年度に反映させる仕組みが整備されています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全ての保育室に大きな窓があり、採光も良く、風通しの良い空間となっています。又、それぞれの保育室に温湿度計、空気清浄機が設置されており、常に清潔な空気が循環しています。園内の清掃は決まった時間だけでなく、適宜行われており、万が一に備え、食品添加物の消毒液や洗剤も使用しています。さらに用途に合わせて使い分けるなど「衛生」と「安全」について徹底されています。その他、「クラス会」や職員会議で、定期的に保育室の生活環境について話し合うなど、園全体で「子どもの環境」についての意識付けがされています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「子ども一人ひとりのニーズに即した保育実践」を保育方針として掲げ、日々の保育の中で子ども一人ひとりの気持ちを尊重し気持ちを汲み取ることが出来るように努めています。又、子どもの様子を保育ICTアプリを用いて、保護者と共有し、家庭環境や生活リズムも理解できるようにしています。その他、配慮が必要な子どもにおいては、毎月保護者との面談を実施し、個々に児童表や支援計画を作成しており、一人ひとりに合った保育が展開されています。法人においては、法人作成の「倫理行動マニュアル」を入職者に配布して読み合わせており、子どもとの関わり方や、言葉遣いなど入職者への教育も徹底されています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育室ごとに、子どもの育ちに合わせた保育環境が設定されています。室内外の行き来の際の、着脱スペースや、水道からテーブルまでの動線など、子どもが自分のペースで取り組むことが出来るよう工夫されています。複数で遊べるスペースの他、一人で過ごせるスペースや、休める空間も確保されており、子どもの多様性を受容できる環境が整備されています。その他、手洗い場やトイレには「手の洗い方」「排泄の仕方」の絵やカードが貼られており、子どもが自分からやろうとする気持ちが育めるよう工夫されています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月のカリキュラムの計画を立てる段階から環境設定について、クラス内で話し合い、「子どもの年齢」「育ち」「個々の特性」を捉えたうえで環境を構成しています。また、毎月クラス内で話し合う仕組みがある為、多くの職員が環境構成についての理解があり、臨機応変に構成の変更や変化を加えることが出来るようになっていきます。各保育室、大小の仕切りでコーナーが作られており、広いスペースや、こじんまりとしたスペースの中で、子どもが自分で好きな玩具や遊びを選ぶことが出来るよう工夫されています。園庭には草木が植えてあり、そのまま隣の公園への行き来が可能となっており、大きな広場での活動や、自然と触れ合うことが出来るようになっていきます。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 養護と教育が一体的な保育となるよう、保育所保育指針に準じてアタッチメントを大切に考え、応答的保育を展開しています。発達が著しく個人差が大きい乳児期に、子ども一人ひとりの状況に応じた保育が実践できるよう、保育士1名につき、子ども2~3名の担当制の保育を導入しています。家庭との連携は、保育ICTアプリを使用した連絡帳のほか、送迎時に情報を共有し合っており、園と家庭との子どもの様子を確認し合う中で個々にアセスメントしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの自我を大切に考え、自発的な活動を大切にしています。毎月のクラス会議では、個々の成長に合わせた環境構成が話し合わせられ、職員間で統一した意識が持てるようになってきました。又、個々に「今」何に興味があるのかを把握するため、室内で探索活動ができるように工夫されています。その他、子ども同士の関わりが多く持てるよう、遊びや環境設定に配慮し、保育士が遊びの中心にならないように定期的に保育所保育指針の読み合わせなども行っています。家庭との連携は、保育ICTシステムアプリ「キッズリー」を使用した連絡帳のほか、送迎時に情報を共有しています。又、必要に応じて個人面談を実施しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	c
<p>&lt;コメント&gt; 0~2歳児対象のため取組がありません。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 施設・建物はバリアフリー化されており、様々な状況に応じた環境が整備されています。法人として「ともに生きる社会かながわ憲章」を大切に考えており、園としても保育方針に「障がいや発達に課題のあるお子さんについて、その有無を問わず共に育ちあうインクルーシブ保育を目指します」と掲げており、法人と一体となって障がいのある子どもの環境構成や保育について取り組んでいます。地域の医療機関や専門機関とのつながりもあり、「北部療育センター」「リンク療育センター」「すくすく子ども家庭相談課」などに、定期的に巡回訪問してもらい、必要に応じてアドバイスを受けるなどの関係性が構築されています。今後、保護者へ障害のある子どもの保育に関する、適切な情報を伝えるための取組が期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 個々に利用時間が異なる子どもがいる中で、異年齢で過ごす時間、集団で過ごす時間、子どもの心身の状態など様々なケースについて配慮されています。子ども目線での簡単な死角を作り、静かに過ごせるスペースや、いつでも入眠できるスペースを確保するなど、子どもに合わせて工夫しています。又、子どもの体調がすぐれない日や、疲れが見られる場合など、その日の状況に応じて、在園時間を考慮し、保育の内容も柔軟に変更しています。その他、担任が保護者に会えない場合でも、職員間でしっかり引き継ぎを行い、全職員で子どもの様子を伝えられる仕組みが構築されています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	c
<p>&lt;コメント&gt; 0~2歳児対象のため取組がありません。</p>	

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 健康管理の基本方針を「こどもの生命と心の安定が保たれ、健やかな生活が送れることを、日々の保育の基本とします。・・・一人ひとりの子どもの健康状態・発育・発達状況に応じて、子どもの心身の健康の保持増進を図り、家庭との連携のもと、取り組んでいきます。」としています。登園時は検温のほか、丁寧に視診を行い、保護者と子どもの状態について共有しています。降園時も、「登降園簿」を使用し、どの職員でも子どもの様子を保護者へ伝えられる仕組みが構築されています。又、SIDSについて職員は園内研修で研鑽し、必要な情報を保護者にも共有しています。SIDS防止対策としては、午睡チェックの際、目視、触診だけでなく午睡チェック用体動センサーを併用し、ダブルチェックしています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 大和市内の「小児科・内科」「歯科」と嘱託医、嘱託歯科医契約をしており、園内で健診を実施しています。0歳児クラスの内科健診は毎月実施され、1、2歳児クラスの内科健診は年2回実施しています。歯科健診は全クラス、年2回の実施となっています。健診時は、園内の看護師が医師からの話を聞き取り、昼礼等で職員へ説明し共有しています。保護者へは保育ICTシステムアプリで結果を報告し、個別に伝える内容がある場合は、看護師が個々に結果を記入したものを配布したり、直接説明するなど、細かな対応をしています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; アレルギー疾患のある子どもに対しては、厚生労働省作成の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に添って、状況に応じた適切な対応をしています。食物アレルギーがある場合は「完全除去の代替食の提供」を行っていますが、法人として「誰でも食べられる食事」の提供を勧めています。その為、園内で提供される給食や、おやつには「卵を使用しない」方法で調理するなど、突発的なアレルギー発症の防止や、アレルギー疾患のある子どもが、そうでない子どもとの食事の違いを極力感じることがないように配慮しています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 食育年間計画書を作成し、各年齢に合わせた食育の体験を通して、食に対する興味や関心を高める取組をしています。食育の体験は保育の中に位置づけ、食材を「見る」「触れる」「嗅ぐ」など五感を使った遊びとして、子どもたちが自然に食育の活動に参加できるようになっています。その他、毎月給食会議を実施しており、クラス毎に給食の「量」「大きさ」「形状」など、細かく調理担当者話し合い、発達に合わせた給食提供の仕組みが整備されています。又、離乳食は月齢を基準に、個々に合わせて「中期」「後期」「完了期」と3段階に分けた献立を作成して提供しています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 給食の提供は、献立を保育園の管理栄養士が作成し、自園調理による手作りを基本としています。子どもの嗜好が分かるように、喫食時間に調理師や栄養士が定期的に巡回し、子どもたちの様子を見る機会を設けています。又、毎日の残食量のチェックと各クラスの喫食状況の報告を受け、調理方法や提供時の食材の大きさ、形状などを柔軟に変更し、献立や調理の工夫に反映させています。季節ごとの行事では、「こどもの日」や「ハロウィン」「クリスマス」「節分」「誕生日会」など、デコレーションされた給食やキャラクター食を提供し、旬の食材を取り入れるなどして、豊かな食体験ができるようにしています。</p>	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 家庭と適切な連携が図れるよう、送迎時や、保育ICTシステムアプリの連絡帳を使用して、日々コミュニケーションを取りながら子どもの情報共有をしています。又、年一度、懇談会を開催し、クラスごとに一年間の見通しや、子どもの発達過程、保育内容を話す機会を設け、相互理解が得られるようにしています。保育参観においては、年2~3回子どものクラスを保護者が参観できる機会を設けており、参観の様子から個々の課題や成長を共有し、健全育成につなげられるようにしています。その他、運動会では「成長を共有しよう」ことを目的とした親子運動会を開催し、1年間の成長を保護者と振り返る機会としています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 保育ICTシステムアプリの連絡帳機能を使用した保護者とのやり取りや、送迎時など日々のコミュニケーションの中で、保護者より相談があった場合には、個別に安心して話せるよう「相談室」を設けています。個々の事情等の相談時は、必要に応じて園長も同席し、相談に応じる支援体制が整備されています。又、相談内容によっては専門機関の情報を提供したり、必要に応じて専門機関と連携して解決方法を検討しています。個別に行った面談に関しては、記録を作成して適正に保存管理をし、保護者から秘匿の希望がない場合は、職員間で情報共有して園全体で支援できるようにしています。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 法人では「児童虐待・早期発見対応リーフレット」「倫理行動マニュアル」を作成し、虐待の防止や、発見の仕方・発見時の対応のほか、職員自身のどういった行動が虐待や、権利侵害となるのかを法人内研修で周知しています。又、園では、全国保育士会作成の「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を毎月使用して、職員同士で互いにチェックし合い、チェック内容を園長と共有する体制が整備されています。その他、虐待や権利侵害の兆候を見逃さないよう、「日常の視診」「個々の様子」「保護者との会話」「子どもの発言」等、気になることがあった際は、職員間で共有し、すぐに検討できる体制が整備されています。</p>	

## A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 保育園にて「目標達成シート」を作成し、各保育士ごとに記入しています。年2回、園長との面談を実施し、振り返りを行う体制があります。振り返り後は課題改善や専門性向上に向けた研修の参加を促し、保育の質の向上に取り組んでいます。又、研修参加後は職員間で共有し、園全体の向上につなげられるようにしています。今後、保育士等が行う保育実践の振り返りを、保育園全体の自己評価につなげ、組織的且つ継続的に「保育の質の向上」に向けた取組となるよう期待されます。その他保育園全体の自己評価は「公私連携型子育て支援施設 こどもの城」として大和市のホームページに掲載されています。</p>	